

ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン実施要領

平成16年5月
自動車交通局

第1 目的

大都市部における大気汚染状況、特に浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況は依然として厳しい状況にあり、その改善が喫緊の課題となっている。

また、尼崎、名古屋南部及び東京大気汚染公害訴訟の判決や東京都など大都市地域の自治体における独自のディーゼル車対策の検討を契機として、ディーゼル黒煙に係る国民の問題意識が高まってきており、国においても使用過程車を含むディーゼル車の排出ガス対策の一層の推進が強く求められている。

このような中、使用過程車からの黒煙の低減に取り組むため、自動車関係団体の協力のもと、「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」を全国的に展開する。

第2 重点実施期間

- (1) 平成16年 6月1日（火）から 6月30日（水）までの1か月間
- (2) 平成16年10月1日（金）から10月31日（日）までの1か月間

第3 実施機関

国土交通省及び自動車検査独立行政法人が実施主体となり、次の関係団体の協力を得て本運動を推進する。

[協賛団体] (社)日本自動車工業会 (社)全日本トラック協会
(社)日本バス協会 (社)日本自動車整備振興会連合会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会

第4 実施事項

本キャンペーンの実施にあたっては、同時期に実施される「不正改造車の排除強化月間（6月）」及び「自動車点検整備推進強化月間（10月）」の主旨と整合性をとりながら連携して実施する。

1. 6月は不正改造車の排除の観点から、燃料噴射ポンプの封印の取り外し等による黒煙の悪化車両を排除させることを重点とし、以下の事項とする。

(1) ポスター及びパンフレットの掲出等

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ディーゼル黒煙低減を啓発するポスターを掲出及びパンフレットの配布を行う。

(2) 黒煙濃度チャートの配布

国土交通省は、街頭検査等の際に自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導する。

(3) 街頭検査の実施

- ① 黒煙を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。
黒煙測定をした結果基準値を超える自動車については、燃料噴射ポンプの封印チェック等を行う。
- ② 地方整備局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

(4) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。

(5) 整備事業者による入庫車の点検

自動車整備事業者は、入庫したディーゼル車の使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点的に行う。

(6) 会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

2. 10月は自動車の点検整備の推進の観点から、自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導することを重点とし、以下の事項とする。

(1) ポスター及びパンフレットの掲出等

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ディーゼル黒煙低減を啓発するポスターを掲出及びパンフレットを配布を行う。

(2) 黒煙濃度チャートの配布

国土交通省は、街頭検査等の際に自動車使用者に黒煙排出濃度を簡易的にチェックできる黒煙濃度チャートを配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導する。

(3) 街頭検査の実施

- ① 黒煙を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。
・点検・整備の重要性について説明するなどし、指導を行う。
- ② 地方整備局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

(4) 運送事業者による自主点検等

バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、キャンペーンの期間中、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。また、運行前に黒煙濃度チャートを用いて黒煙濃度をチェックし適切に整備がされている状態よりも多量に黒煙が排出されている場合には整備を行う等の措置を講ずる。

また、国の補助制度等を活用したディーゼル微粒子除去装置の装着促進に努める。

(5) 通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

- ① 運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。
- ② 各都道府県トラック協会及び各都道府県バス協会は、協会に黒煙の排出量が多い旨の通報のあった者に対して改善を指導する。

- (6) 整備事業者による入庫車の点検
使用者の理解を得て黒煙濃度の測定、エア・クリーナ・エレメント等の点検・整備等を実施する。
- (7) 運転者に対する指導
バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

第5 実施体制

国土交通省は、本実施要領に基づき、地方運輸局に対して本運動への支援等を指示するとともに、自動車検査独立行政法人並びに自動車関係団体に対して、本運動の趣旨の徹底、実施方法等の指導を行う。